【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】平成27年7月3日【会社名】株式会社アドヴァン【英訳名】ADVAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山形 雅之助

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号

【電話番号】 03 (3475)0295

【事務連絡者氏名】 佐藤 香

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前4丁目32番14号

【電話番号】 03 (3475)0295

【事務連絡者氏名】 佐藤 香

【縦覧に供する場所】 株式会社アドヴァン 大阪支店

(大阪市中央区本町3丁目3番12号) 株式会社アドヴァン 名古屋支店 (名古屋市中区東桜2丁目22番18号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金36円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) コーポレートガバナンス体制の強化に資するため、また、社外取締役を選任し、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、現行定款第19条の取締役の員数を7名から10名以内に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役として適切な人材を確保できるようにするため、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として山形雅之助、末次廣明、山形吉之助、林勝、山形朋道、宮内一彦、石田哲男の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として髙橋和彦氏を選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	147,274	1,833	-	(注)1	可決 98.6
第2号議案	147,575	1,530	-	(注)2	可決 98.8
第3号議案				(注)3	
山形 雅之助	148,895	210	-		可決 99.7
末次 廣明	148,895	210	-		可決 99.7
山形 吉之助	148,893	212	-		可決 99.7
林勝	148,840	265	-		可決 99.6
山形 朋道	148,898	207	-		可決 99.7
宮内 一彦	148,838	267	-		可決 99.6
石田 哲男	148,778	327	-		可決 99.6
第4号議案				(注)3	
髙橋 和彦	148,905	202	-		可決 99.7

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上